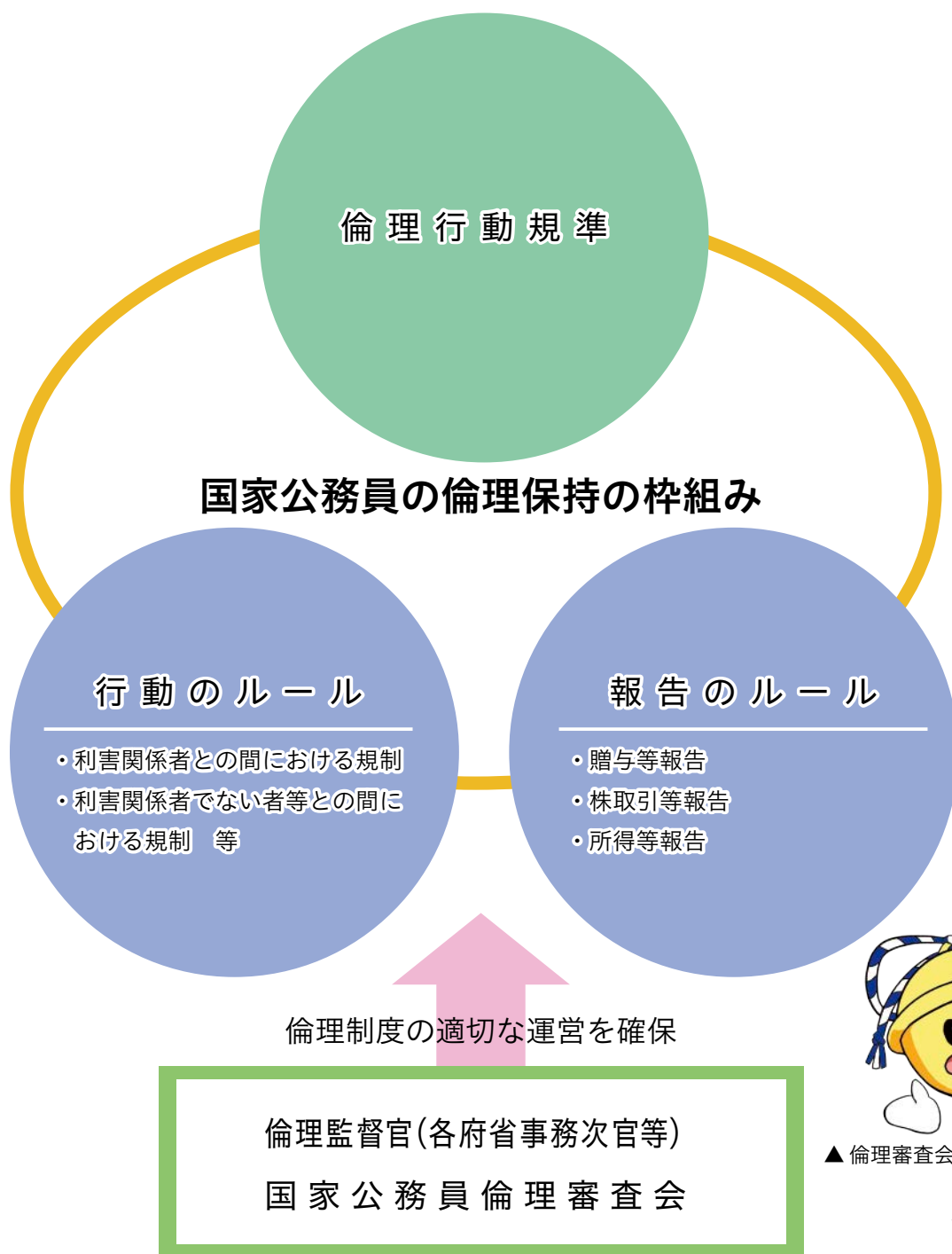


# 国民の信頼を確保するために 国家公務員倫理審査会の活動

国家公務員倫理審査会は、国家公務員法及び国家公務員倫理法に基づいて、人事院に設置されている機関です。公務に対する国民の信頼確保という倫理法の目的の下、国家公務員の職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌しています。



倫理行動規準、行動の具体的なルールについては国家公務員倫理規程で定められています。

# 国家公務員倫理審査会の組織と所掌業務

■ 倫理審査会は、会長と委員4人(うち1人は人事官)の計5人で構成されています。

## 主な所掌業務

- 倫理規程の制定・改廃に関する意見の申出
- 国家公務員の倫理の保持に関する事項の調査研究・企画
- 国家公務員の倫理の保持のための研修の総合的企画・調整
- 各種報告書の審査
- 倫理法等違反の場合の懲戒処分の基準の作成・変更
- 倫理法等違反の疑いがある場合の調査・懲戒の手続の実施、懲戒処分の承認
- 各府省等への指導、助言、必要な措置の要求など



国家公務員倫理審査会

# 国家公務員倫理規程の概要

■ 倫理規程は、許認可、補助金、立入検査、所管行政、契約の相手方など、職員にとって「利害関係者」となる者の範囲を定めた上で、利害関係者との間で禁止される行為などを規定しています。

## 利害関係者との間で禁止される行為の例

- 供応接待を受けること
- 金銭・物品等の贈与を受けること
- 無償で物品等の貸付けや役務の提供を受けること
- 金銭の貸付けを受けること
- 未公開株式を譲り受けること
- 遊技、ゴルフや旅行を共にすること
- 第三者に対して上記のような行為をさせること

## その他の禁止行為

- 利害関係者でない者等との間であっても、社会通念上相当と認められる程度を超える供応接待等を受けること
- つけ回しをすること
- 国の補助金・経費により作成される書籍等や国が過半数を買い入れる書籍等の監修や編さんを行った場合に、その報酬を受領すること
- 他の職員が倫理規程違反によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり享受したりすること

## 利害関係者との間でも禁止されない行為の例

- 広く一般に配るための宣伝用物品・記念品を受領すること
- 学生時代からの友人からの香典・祝儀を受領すること※<sup>1</sup>
- 職務として出席した会議で簡素な飲食物の提供を受けること
- 立食パーティーで飲食物の提供を受けること
- 参加したゴルフコンペでたまたま利害関係者と一緒になること
- 自分の飲食費用を職員が自ら負担して利害関係者と共に飲食をすること※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等から見て、国民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限りです。

※<sup>2</sup> 利害関係者と共に飲食する場合で、自分の飲食費用が1万円を超える場合、所属府省の倫理監督官へ事前の届出が必要です。



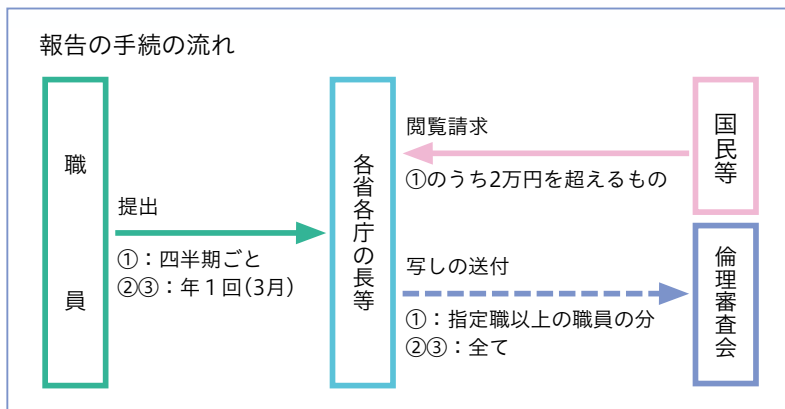
倫理規程の詳しい内容やよくあるご質問は、倫理審査会のウェブサイトをご覧ください。

(<https://www.jinji.go.jp/rinri/>)

# 各種報告書の審査

- 倫理法は、国家公務員と事業者等との関係の透明性を確保するため、3種類の報告制度を定めています。倫理審査会では、送付された報告書の写しについて、職務の執行の公正さを歪めるような不適切な贈与・株取引等はないか、報告書の提出は適正に行われているかという観点から審査を行っています。

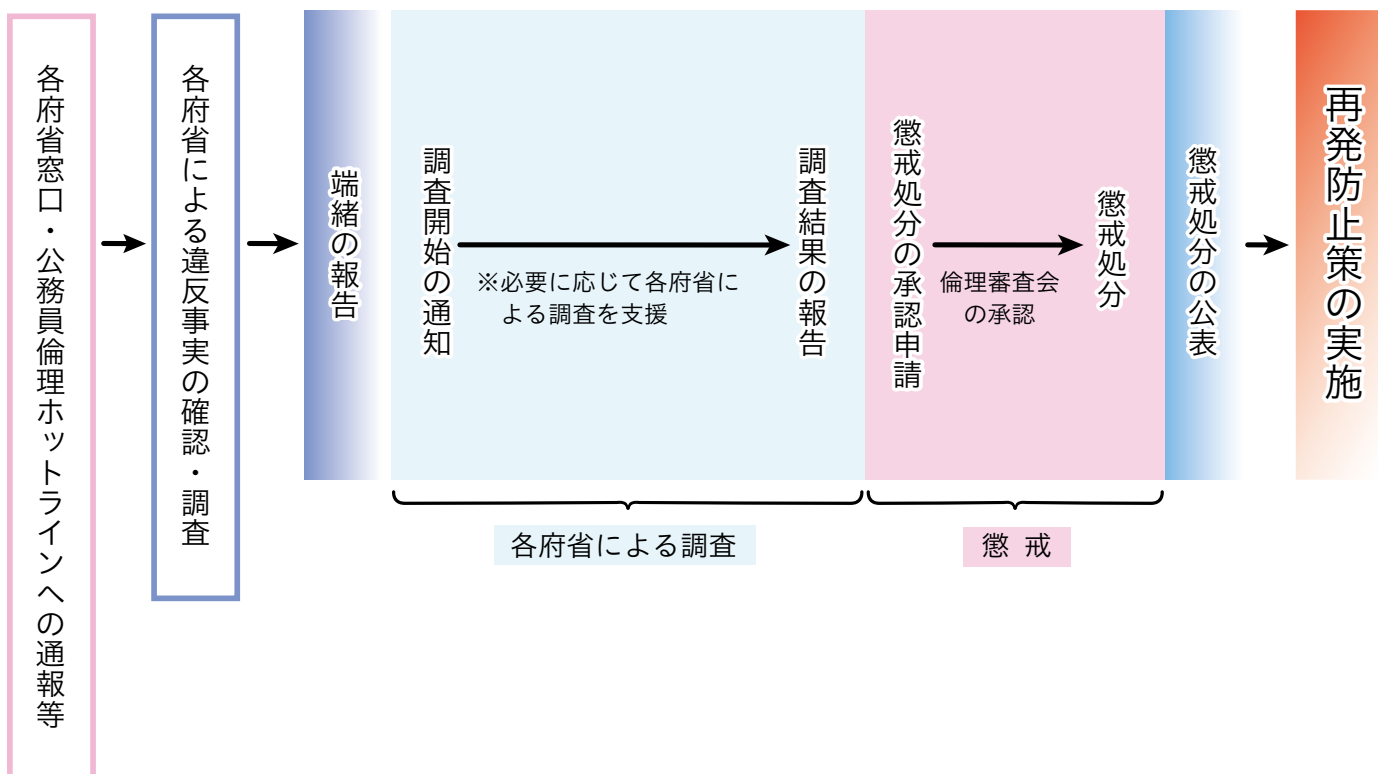
- ① 贈与等の報告(本省課長補佐級以上の職員。事業者等からの5,000円を超える贈与、飲食の提供、講演等の報酬等について報告)
- ② 株取引等の報告(本省審議官級以上の職員)
- ③ 所得等の報告(前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員)



# 違反の疑いがある場合の調査・懲戒

- 倫理法等に違反する行為に関しては、各府省(任命権者)と倫理審査会がそれぞれ調査・懲戒権を持っています。各府省が調査・懲戒手続を行う際は、下記のように倫理審査会に通知、報告及び承認申請を行います。また、倫理審査会は、調査・懲戒手続を通じて、将来同種の違反事案が再び発生しないようにするための再発防止策についても各府省に助言しています。

## 各府省の調査・懲戒手続



# 広報・研修等

■ 倫理審査会では、倫理法・倫理規程を十分理解してもらうために、広報・周知活動や研修に関する業務を行っています。

## 国家公務員倫理月間・広報活動



毎年12月を国家公務員倫理月間として、標語の募集、ポスターの配布やWeb有識者講演会等の各種啓発活動を行っています。



倫理制度の概要を分かりやすく解説した各種パンフレットや啓発ポスターを作成するとともに、経済団体、民間企業、地方公共団体等に対し、倫理制度について広報・周知活動を行っています。

## 研修教材等の作成・研修会の実施

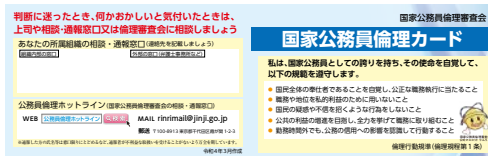
倫理法等の周知徹底のための「国家公務員倫理教本」、「マンガで学ぶ！公務員倫理」、「国家公務員倫理カード」、国家公務員倫理について解説したYouTube動画などを作成しています。



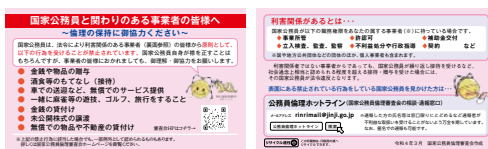
各府省等倫理制度担当者をはじめ、様々な職員を対象に、Web等を通じての研修会を行っています。



国家公務員倫理教本



国家公務員倫理カード（携帯用）



国家公務員との関わりのある事業者の皆様へ（事業者用カード）



マンガで学ぶ！公務員倫理



※これら研修教材、携帯用カード等については、倫理審査会ウェブサイトから閲覧・ダウンロードが可能です。

# 公務員倫理ホットライン

倫理審査会では、倫理法等に違反する行為の早期発見と未然防止のため、「公務員倫理ホットライン」を設置して、広く情報を受け付けています。国家公務員の倫理法令に反すると疑われる行為に気付かれた方は「公務員倫理ホットライン」に御連絡ください。

通報者の氏名等は窓口限りにとどめるなど、通報したことを理由として通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。

[rinrimail@jinji.go.jp](mailto:rinrimail@jinji.go.jp)

公務員倫理ホットライン 検索

詳細はWEBサイト参照。

